

お問い合わせ及び回答（平成28年3月9日時点）

【応募資格関係】

Q 1 研究グループを構成して研究を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

A 応募時に設立している必要はありませんが、採択された場合には設立して頂く必要がありますので、応募時に全ての共同研究機関からその旨了解を得ておいてください。

Q 2 研究グループを構成して研究を行う場合、海外の共同研究機関ともコンソーシアムを設立する必要があるか。

A 海外の共同研究機関であっても、コンソーシアムに参画して頂きたいと考えています。どうしても同意を得られない場合は、個別に別途ご相談願います。

Q 3 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいのか。

A 貴見のとおりです。

Q 4 「普及・実用化支援組織」の参画は必須なのか。

A 一部の公募研究課題については、普及・実用化支援組織の参画は必須としていますので、留意事項をご確認ください。

なお、その他の公募研究課題についても、研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り普及・実用化支援組織に参画して頂きたいと考えていますが、必須ではありません。

Q 5 普及・実用化支援組織は研究を受け持つ必要があるのか。

A 普及・実用化支援組織には、研究又は関係機関と生産現場等との円滑な相互調整や普及に向けた課題解決に必要な助言・指導など、研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化するための活動をしていただきたいと考えており、研究を受け持つ必要はありません。

Q 6 「普及・実用化支援組織」の位置づけは、共同研究機関となるか。

A 委託プロジェクト研究における普及・実用化支援組織とは、普及支援のみを行う機関、あるいは共同研究機関の1つ又は複数が普及支援を担うことを想定しており、位置づけは共同研究機関と同じです。

Q 7 「普及・実用化支援組織」はコンソーシアムに参画する必要があるか。またe-Radへの登録が必要か。

A 上記Q6のとおり、「普及・実用化支援組織」は共同研究機関と同じ位置

づけとなりますので、コンソーシアムに参画する必要があります。

研究費の配分を受ける場合はe-Radへの登録が必要です。研究費の配分を受けない場合は登録不要です。

Q 8 「普及・実用化支援組織」は、農協や都道府県等、全てを含める必要があるか。

A 公募要領は例示を記載しております。必ずしも複数参加する必要はありません。

Q 9 「普及・実用化支援組織」として民間企業等の参画は、事業終了後に民間企業等が事業化したのかなど、研究成果の普及状況を見るためか。

A 事業終了後に普及状況を見るためではなく、研究期間中も得られた成果を迅速に普及・実用化させる観点から研究グループへの参画が必要となります。

Q10 代表機関若しくは共同研究機関が独自に広報等、普及活動を行う組織を有している場合、他に普及・実用化支援組織の参画は必要ないか。

A 貴見のとおりです。

Q11 TLO（技術移転機関）は「普及・実用化支援組織」として妥当か。

A TLOは研究成果の特許化し、それを企業等へ技術移転することを目的とする法人であり、意図としている普及・実用化支援組織として想定しておりません。

Q12 コンソーシアムの構成等を採択後に変更することは可能か。

A コンソーシアムの構成も含めて採択先を審査しますので、採択後の変更は認めていません。ただし、複数年の委託プロジェクトにおいて研究の進捗により構成員の追加等が必要となった場合は、毎年度研究の進行管理、研究計画の策定を行う運営委員会に諮った上で変更することは可能です。

Q13 研究実施期間中にコンソーシアム内の研究者が異動した場合、契約を変更する必要はあるのか。

A 契約は研究機関単位で行いますので、異動した者が異動前に所属していた研究機関において引き続き研究の継続が可能な場合、契約を変更する必要はありません。

ただし、当該研究者でなければ研究の継続が困難な場合、異動先の研究機関及びコンソーシアム内で同意が得られ、かつ、運営委員会及び推進委員会において承認が得られれば、異動先の研究機関と契約を締結することになります。

Q14 応募要領のⅢ応募の1応募資格等の(1)応募者の資格要件の⑥に、研究開発責任者の要件として「人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究責任者になることを避けてください。」とあるが、これは必ず遵守する必要があるか。

A 研究期間中に人事異動や退職が予め見込まれる場合は、可能な限り研究開発責任者となることは避けていただきたいと思います。

Q15 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行うことは可能か。

A 委託費を受けず経費を全て自己負担で参加することは可能です。

Q16 研究実施期間の途中(例えば3年目)から開始する研究課題を想定しているが、当該課題を担当する研究機関は、途中(この場合、3年目)からコンソーシアムに参画すればよいのか。

A 当該研究機関のコンソーシアムへの参画が予め予定されているのであれば、研究を効率的に推進する観点から、初年度からコンソーシアムに参画することが望ましいと考えています。ただし、参画は必須ではありませんので、コンソーシアム間で調整してください。

Q17 知見を有する機関と連携・協力して研究を行いたい、応募時からコンソーシアムを構成しておく必要はあるか。

A 応募時に必ず構成しておく必要はありません。応募者において、コンソーシアムを構成することが適切だと判断された場合は、コンソーシアムを構成してください。

Q18 公募研究課題の要件で特に指定されていない場合、普及・実用化支援組織は、研究実施期間途中からの参画は可能か。

A 提案時に研究実施期間途中からの参画で採択されれば可能ですが、研究の進捗状況を把握して頂くことが普及支援にもつながると考えていますので、当初からの参画が望ましいと考えます。なお、途中で参画する場合は、参画前に運営委員会で承認を頂く必要があります。

Q19 当機関のみでは研究を包括的に出来ないが、どのようにすればよいのか。

A それぞれの機関で得意・不得意な分野があるので、不得意な分野を補完する他の機関とコンソーシアムを組んで応募してください。また、一部の公募研究課題では、公募研究課題の内容全体を包括する応募だけでなく、内容の一部のみでも個別課題として応募できるものがあります。公募要領をよくご確認の上、応募してください。

Q20 他省庁が公募している別の事業に応募中であるが、同一の研究課題を当事業に応募してよいか。

A 当省の公募研究課題の研究開発内容及び目標に合致していれば、応募は可能です。他省庁へ応募中であることを提案書様式５－１「現に実施又は応募している公的資金による研究開発」に記入してください。

ただし、同一の研究課題で、複数の事業から支援を受けることはできません。

Q21 １つの事業内で複数の課題に応募して問題ないか。

A 問題ありません。

Q22 他のプロジェクトにおいて研究代表者として参画している研究者が、今回公募の研究課題に、研究開発責任者や研究実施責任者として、参画することは可能か。

A 可能です。ただし、応募要領Ⅶ１「不合理な重複及び過度の集中の排除」で示した「過度の集中」に、当該研究者がならないよう、ご注意ください。

Q23 海外の研究機関とコンソーシアムを構成することは可能か。

A 当該研究機関の同意が得られれば、海外の研究機関とコンソーシアムを構成することは可能です。ただし、海外の研究機関は我が国の民法が適用外となるため、個別の判断が必要になりますので、予め大臣官房予算課契約班（TEL：03-6744-7162）までご相談願います。

Q24 Ⅲ１（１）応募者の資格要件の②の、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）は、統一資格審査申請調達情報検索サイト（<http://www.chotatujo.ho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）上で取得できるのか。

A 提示されていますアドレスから申請をダウンロードできます。なお、当該サイトから申請も可能です。

Q25 再委託はできないということだが、測定等の作業をコンソーシアム外の機関に外注することはできないのか。

A 単純な測定等については再委託に該当しないため、コンソーシアム外の機関に外注することは問題ありません。

【応募方法関係】

Q 1 e-Radは研究グループ全研究機関・研究者が登録する必要があるのか。

A 原則として全ての機関が登録する必要があります（資金配分を受けない普及支援組織の場合は、登録不要）。

Q 2 すべての研究者をe-Radに登録する必要があるのか。

A 研究者のエフォート管理や配分された予算を管理する必要があることから、研究課題に参画されエフォートや予算の配分を受ける方は全て登録する必要があります。

Q 3 技術研究組合が参画する場合、構成する企業等がe-Radに登録している場合であっても、技術研究組合として登録する必要があるのか。

A 必要です。

Q 4 e-Radの研究機関の登録は、応募する毎に新たに登録する必要があるのか。

A すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

Q 5 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムをe-Radに研究機関として登録する必要があるのか。

A 登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関をe-Radに研究機関として登録します。

Q 6 海外の研究機関がコンソーシアムに参画した場合、海外の研究機関に所属する研究者にかかる情報は、e-Radにどのように登録すればよいのか。

A e-Radでは、海外の研究機関は登録できないため、その機関に所属する研究者も登録することはできません。このため、海外の研究機関の研究者は、研究代表機関の研究者とみなして登録してください。

Q 7 普及・実用化支援組織はe-Radへの登録が必要か。また、普及・実用化支援組織が都道府県の行政機関であっても、登録が必要か。

A 資金配分を受ける研究機関については、すべてe-Radの登録が必要です。このため、普及・実用化支援組織や都道府県の行政機関についても、資金配分を受ける場合には登録が必要です。

Q 8 「研究機関」として応募はできないのか。

A 本事業の応募資格は、「研究機関」であることとしていますが、e-Radでの応募は、研究機関（複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合には、代表機関）の研究開発責任者が研究代表者として行います。

（e-Radでの応募は、研究機関（複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合には、代表機関）の事務代表者による「承認」が必要です。）

Q 9 コンソーシアム内での共通経費についても、研究者毎に予定額を配分して計上する必要があるか。研究開発責任者に一括計上してもよいか。

A 研究者毎の研究費を把握する必要がありますので、コンソーシアム内での共通経費についてもできる限り研究者毎に入力してください。

Q 10 e-Radにアップロードできるファイルの最大容量を増やすことはできないか。

A 25年度の公募より、最大容量を3MBから10MBに増やしました。10MBがe-Radにアップロードできるファイルの最大容量です。

Q 11 e-RadのID及びパスワードを失念した場合、どこに問い合わせするのか。

A e-Rad ヘルプデスク（TEL：0120-066-877または03-3455-8920、受付時間：9:00～18:00（平日））までお問い合わせください。

Q 12 配分機関に提出した応募情報を引戻すには、どうすればよいのか。

A 所属研究機関の事務代表者がe-Radにログインし、処理済一覧画面から「引戻し」の処理をしてください。

【委託対象経費関係】

Q 1 研究補助員であっても研究推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

A 当該委託研究に従事していることが明らかであり、研究推進のために必要なものであれば支出は可能です。

Q 2 他の研究を兼務している場合、人件費は当該委託研究に従事している時間のみ支払われるのか。

A 貴見のとおりです。なお、人件費を計上する場合、当該委託研究に従事した時間を記した勤務管理表を精算時に提出していただく必要があります。また、当該委託研究に関するデスクワークや会議も計上可能です。

Q 3 自社の施設において経費がかかる施設を利用し研究を行う場合、借料の計上は可能か。

A 計上可能です。

Q 4 パイロットプラントを整備する場合、どの程度のプラントまで備品費として計上可能か。

A 施設整備の目的では認められませんが、研究の実証データを出すために必要な最低限の試作品は計上可能です。

Q 5 一般管理費の比率（１５％以内）は決定なのか。

A 決定です。当局のプロジェクト研究の取り決めとして定めております。

Q 6 「一般管理費は、試験研究費の１５％以内」とあるが、コンソーシアムに参画する研究機関ごとにこの基準に従う必要があるのか。

A コンソーシアム全体で試験研究費の１５％以内であれば問題ありません。

Q 7 経費は、四半期ごとに支払われるのか。

A 通常、経費は精算払いです。ただし、財務省と協議し認められれば、概算払いも可能です。概算払いの場合は四半期ごとに支払います。

Q 8 ２９年度以降の委託費はどのようになる見込みか。

A ２９年度予算が決定した時点で示すことになります。

Q 9 口座は新たに開設する必要があるか。

A 当省から経費を振り込むための口座が必要になります。既存の口座でも問題ありません。

Q10 コンソーシアム間での経費の管理は、上記と同じ口座で行う必要はあるか。

A 同じ口座である必要はありません。コンソーシアム間で経費を管理するため、別の口座を開設して問題ありません。

Q11 28年度の契約終了日から29年度の契約日までの期間に発生する経費は、委託費の対象となるのか。

A 28年度の契約終了日から29年度の契約日までの期間に生じる経費については、当該委託費でお支払いすることはできません。

Q12 予算の繰越はできないのか。

A 本事業については、予算の繰越はできません。

Q13 事業実施年度当初に計画していなかった物品を、年度途中に購入することは可能か。

A 研究の進捗状況に応じ、当初計画していなかった物品を年度途中に購入することは可能です。ただし、購入前に契約班へ御相談ください。

Q14 経費を支出できるのは、平成28年4月1日以降ということか。

A 委託費から経費を支出できるのは、委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。なお、委託契約日以前の取引（購入契約）で、委託契約締結日以降に納品がされた場合でも委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。

Q15 担当課題を持たない研究者が研究開発責任者になる場合、その者に予算を配分することは可能か。

A 担当課題を持たない研究開発責任者でも、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括するために必要な経費については計上することが可能です。

（想定される経費：研究遂行に必要な諸会議の開催経費（外部有識者への謝金及び旅費）、各構成員との連絡調整に必要な旅費）。

Q16 本学において、委託事業に直接従事する学生を雇用したいが、雇用に替えて委嘱契約（謝金）とすることは可能か。

A 貴学において、雇用契約と委嘱契約（謝金）の制度に関するそれぞれの規程等が存在し、その規程等に則して委嘱契約としていることが明確な場合は、適用可能です。

なお、委嘱契約とする場合でも、従来どおり、委託事業に係る勤務実態を把握して頂くなど十分なエフォート管理を行って頂き、貴学における支給基準（単価等）に沿って委託費に計上して頂くことになります。

Q17 研究費総額の内訳について、人件費の上限はあるか。

A 特にありません。ただし、研究費の配分が適切かどうかは、審査委員会において審査いたします。

Q18 研究グループの構成員である民間企業等が、自身が担当する研究課題で自社製品を委託費に計上する場合の注意点は。

A 委託対象経費の中に、受託者の自社製品の調達分がある場合、委託事業の実績額の中に受託者の利益等相当分が含まれることは、委託費の性質上ふさわしくないと考えられます。このような場合は、利益を除いた額（製造原価及び諸経費）で計上願います。また、グループ会社及び関連会社からの調達においても、このことを踏まえて利益を排除するよう対応してください。

Q19 研究グループ内の構成員から物品を購入または研究グループ内の構成員へ請負業務を発注するなどの際に委託費に計上する際の注意点は。

A 研究グループ内の構成員間の取引は、通常市場に出回っているもので、競争の結果、当該構成員が落札した場合を除いて原則認めていません。

構成員間の取引は、年度当初に、販売又は業務を請け負うことになる構成員に必要経費を配分することで対応することとします。ただし、構成員の経理処理上やむを得ず販売の手続きを取らなければならない場合は、事務局へ相談願います。このような場合は、社内取引価格（利益を計上しない）にて処理することにより認められる場合があります。

【提案書関係】

Q 1 提案書 2－1 事業実施責任者はどういう位置づけの者を記載するのか。

A 代表機関

研究開発責任者・・・代表機関の研究者で当該プロジェクトの全体を統括・管理する総責任者。

経理統括責任者・・・代表機関の職員で経理全般の責任者。当該プロジェクト全体の経理の総責任者

研究実施責任者・・・代表機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可。（その場合は併記して下さい）研究開発責任者との重複可】

経理責任者・・・代表機関が担当する研究課題の経理全般の責任者（経理統括責任者との重複可）

共同研究機関

研究実施責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可。（その場合は併記して下さい）】

経理責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の経理全般の責任者

Q 2 研究実施責任者が研究課題を持たないこともあるか。

A 上記 Q 1 のとおり、研究課題を持ちます。

Q 3 委託を受ける研究機関が多岐に渡る場合であっても、提案書 2－2 研究実施体制図に全ての機関を記載する必要があるのか。また、複数の場所で研究を行う場合、研究実施場所はどのように記載すればよいのか。

A 共同研究機関については、研究の母体となる機関単位で全機関を記載してください。研究実施場所については、研究の母体となる機関ごとに列記してください。

Q 4 経理担当者について、特別な資格、条件はあるか。

A 研究機関における組織上のしかるべき者であれば特別な資格、条件は必要ありません。

Q 5 提案書 4－1 の予算の立て方について、年度ごとに額が変わってもよいのか。

A 初年度額×研究実施期間を目安に計画してください。

Q 6 様式 2「研究員一覧」におけるエフォートの記入は、記載する全研究員が対象か。

A 原則、研究員全員のエフォートを記入してください。なお、様式 2「研究者一覧」の注意書きは、人件費、試験研究費の賃金を算出するため、「人件

費を計上する場合」のエフォートの記載をお願いしておりますが、研究の重複情報を把握するため、「人件費を計上しない場合」についても、原則、研究員全員のエフォートを記入してください。

Q 7 提案書様式 3「研究員 研究経歴書」はポスドクも提出する必要があるか。

A 必要ありません。代表機関、共同研究機関における正規の研究員（正社員）のみ必要となります。

Q 8 提案書様式 3「研究員 研究経歴書」は「普及・実用化支援組織」も提出する必要があるか。

A 必要はありません。

Q 9 様式 4「研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）」の財務状況（当期純利益及び資本金）の記入は、国立研究開発法人の場合必要か。

A 必要です。地方独立行政法人も必要となります。なお、学校法人の場合は、当期純利益及び資本金に準じるもの（収支の差し引き額及び基本金等）をご記入ください。

Q 10 研究計画を立てるために、翌年の予算額を教えてください。

A 研究計画の作成にあたりましては、初年度の予算額をベースに作成してください。

Q 11 提案内容に企業秘密が含まれる場合、提案書の審査を行う審査委員に守秘義務は課せられるのか。

A 審査委員には守秘義務が課せられます。また、研究の進行管理を行う運営委員会の委員にも、守秘義務が課せられます。

Q 12 大学の場合、提案書の「代表者氏名」は学長名でよいのか。

A 応募者が所属する機関の長となりますので、学長名で問題ありません。

Q 13 提案書 4-2 の経費の見積について、使用する単価に決まりはあるのか。

A 応募者で決めた単価を使用してください。当省において、使用する単価の規定はありません。

Q 14 提案書 2-2 研究実施体制図（例示）にある研究グループの枠内はコンソーシアムのことを示しているのか。

A 貴見のとおりです。

Q15 経費執行状況確認のため、経理関係をすべて専門の会計事務所に外注している場合、代表機関の経理統括責任者及び経理責任者の欄には外注先の会計事務所を記載してよろしいか。

A 執行状況確認を目的に会計事務所へ外注している場合でも、経理責任者は代表機関において物品等の発注、納品確認及び支払業務等を担当している組織上のしかるべき者で記載をお願いします。

【契約書関係】

Q 1 委託契約書（案）の項目内容を変更することは可能か。

A 当方で契約に当たり必要な事項を規定しており変更することは想定していません。

Q 2 新たな契約書はいつ示されるのか。

A 3月中旬頃、ホームページ

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2016/project_2016_1.htm)にてお示しする予定です。

Q 3 契約は1年更新か。

A 1年更新となります。ただし、研究費の繰り越しは出来ません。

Q 4 委託研究経費限度額は、1社当たりの金額か。複数採択された場合、委託費は分配するのか。

A 限度額は、1課題あたりの金額です。詳細は応募要領別紙の（3）「委託件数」をご確認ください。

Q 5 28年度新規課題の契約はいつごろになるのか。

A 予算成立後、速やかに契約を行いたいと考えています。

Q 6 平成28年度の契約終了日はいつか。

A 平成29年3月31日までの予定です。

【知的財産権関係】

Q 1 研究成果や知的財産権の取扱い手続きについて、従前の手続から変更された点はあるのか。

A 研究成果及び知的財産権の取扱いに関する手続については、27年度から以下のとおり変更します。

- ① 知的財産権の帰属に係る手続として、委託契約締結時に帰属の条件の遵守を約束する確認書を提出していただき、確認書を提出した者に対し、知的財産権の帰属を認めます。

また、研究成果に係る発明等を行った場合は、これまで通り、出願前に報告（名称は「発明等報告書」に変更）していただきます。ただし、報告に対し、農林水産技術会議事務局（以下「技会」といいます。）から知的財産権の帰属の可否に係る通知は行いません。

- ② 国外で知的財産権の出願をする場合は、技会と事前に協議することとしていましたが、事前報告に変更します。ただし、国外で知的財産権を実施する場合や、国外に籍を置く者に許諾する場合は、これまで通り、技会と事前に協議をしていただきます。

- ③ 委託契約時に作成していただく「委託事業計画書」に、委託事業によって得られることが見込まれる研究成果の知的財産としての取扱い（権利化（権利取得見込み者）、秘匿、公開）の意向を明記していただきます。

- ④ 平成26年度までの委託事業で得られた研究成果に係る知的財産権について、平成27年度以降に帰属の手続を行う場合は、平成27年度の委託事業の手続に準拠します。

Q 2 「委託事業計画書」において、委託事業によって得られることが見込まれる研究成果の知的財産としての取扱い（権利化（権利取得見込み者）、秘匿、公開）を記載するとのことだが、どのような内容を記載するのか。

A 「委託事業計画書」では、当該計画作成時点で、当該年度で得られることが想定される研究成果の概要とその研究成果の知的財産としての取扱い（権利化（権利取得見込み者）、秘匿、公開）について、研究グループの構成員が担う事業内容ごとに記載していただくことを考えています。

Q 3 応募要領に「当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ・・・」とあるが、相当期間とはどの程度の期間を想定しているのか。

A 対象となる技術領域や技術ステージ（基礎、応用、実証等）等により知的財産権を活用していないと認められる期間は異なりますので、統一的な期間は定めておりません。

Q 4 応募要領Ⅳ2の（3）の①に「また、受託者が（2）の条件を遵守しない場合、研究成果に係る知的財産権を帰属させることはできませんのでご留意下さい。」とあるが、これまでに帰属が認められなかった例はあるのか。

A これまでに帰属が認められなかった事例はありません。

【その他】

Q 1 海外機関とコンソーシアムを構成するにあたり、技術会議に提出する文書は和文、英文、現地語と複数必要か。

A 原則、和文のみで良いですが、必要に応じて提出を求める場合があります。

Q 2 数年間の研究期間が設定されているが、研究が途中で打ち切られることはあるのか。

A 研究の進行管理を行う運営委員会において、研究の中止が適当と判断された場合等には、研究を中止することがあります。

Q 3 研究実施責任者が他の委託事業を持っている場合、採択されないことはあるか。

A ありません。

Q 4 委託研究費限度額は最大限計上可能なのか。(農林水産省で一部天引きされるのか)

A 農林水産省で一部天引きは行いません。委託研究費限度額まで最大限計上可能です。

Q 5 サンプル分析など、研究の一部を外部機関に依頼する場合についても、コンソーシアムに参画してもらう必要があるのか。

A サンプル分析など、単純な役務等の請負契約の場合、当該役務の請負機関は、コンソーシアムに参画する必要はありません。また、本事業において研究の再委託はできませんが、物品の加工・試作や単純な分析等の外注は、再委託とはみなしません。

Q 6 研究成果報告書等の作成にあたって、分量等のイメージがつきにくい。

A 研究成果報告書等の様式につきましては、契約書の別紙様式をご参照下さい。事業の成果につきましては、各課題毎にその概要を1000字程度で記載してください。なお、過去の報告書等の資料につきましては、可能な範囲で情報提供が可能です。

Q 7 応募要領「VI 1 「国民との科学・技術対話」の推進」を図るに当たって必要となった経費については、委託費に含めてよいのか。

A 当事業において、「国民との科学・技術対話」として想定している活動は、一般市民を対象としたシンポジウムや研究成果発表会等です。当該活動で生じる経費については、委託費に含めて問題ありません。

Q 8 応募要領「Ⅵ 1 「国民との科学・技術対話」の推進」と「Ⅲ 1 (3) 普及・実用化支援組織の参画」の活動との関係は。

A 「国民との科学・技術対話」は、シンポジウムや研究成果発表会等を通じて、当該事業の内容や成果等について、広く国民の理解を深めることを目的とした取組です。

他方、普及・実用化支援組織が行う取組は、当該事業で開発された技術を生産・加工等の現場へ迅速に普及させることを目的とした研究（生産現場での実証等）や活動を想定しています。

Q 9 各研究で得られた成果は、農林水産省として普及活動を行うのか。

A 研究で得られた成果については、農林水産省のホームページへの掲載、プレスリリース、研究成果報告会及び刊行物等において、公表しています。

なお、受託者が個別に広報・普及活動を行っていただくことは、問題ありません。

Q 10 審査委員会は、提案書に基づく書面審査か。応募者が提案内容を発表する機会はあるのか。

A 基本的には、審査委員会において提案内容を発表していただきます。ただし、プロジェクトによっては書面審査となる場合もあります。

Q 11 応募要領「Ⅵ 3 研究課題の評価等」に記載されている「追跡調査」と、「Ⅴ 1 委託契約の締結（2）」に記載されている「プロジェクト研究運営委員会による研究の進捗状況の点検」との関係は。

A 「追跡調査」は、プロジェクトで得られた成果の普及・活用状況を把握するため、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過後に実施することとしています。

他方、「プロジェクト研究運営委員会による研究の進捗状況の点検」は、プロジェクトの実施期間中に、プロジェクト研究課題の適切な進行管理のため、研究の進捗状況を把握するものです。

Q 12 応募要領の別紙1及び別紙2の「達成目標（最終目標）」とは、研究実施期間内の達成目標か。

A 「達成目標（最終目標）」は、別紙1及び別紙2に記載した研究実施期間内に達成していただきたい目標を記載しています。

Q 13 研究倫理教育は、研究代表機関がコンソーシアムの構成員に対して行うのか。

A 研究倫理教育は、「研究機関」としてコンソーシアムに参加する全ての機関において行っていただくこととしています。研究倫理に関する研修を実施

したり、(独)日本学術振興会が作成している標準的な研究倫理教育教材等を読むなどの方法により行ってください。

Q14 「配分機関は、研究機関における研究倫理教育の実施について確認する」とあるが、具体的にどのように確認するのか。

A 委託プロジェクト研究に係る契約の締結時に、研究代表機関を通じ、コンソーシアムに参加する全ての研究機関から「研究倫理教育の実施に関する誓約書」(農林水産省よりひな形を別途提示)をご提出いただくこととしています。

Q15 平成28年度新規事業だけでなく、継続事業でも「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるのか。

A 継続事業であっても、契約時に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」していただく必要があります。実施の確認方法は前述のとおりです。